鹿屋市特産品販売推進支援事業の流れ

① 交付申請書の提出（事業者→市）

【提出期限】令和７年５月 30 日（金）
【提出書類】交付申請書等 ※ＨＰ参照

↓

② 候補者選定委員会

【実施日程】令和７年６月下旬（予定）
①で提出された申請書類の審査による候補者選定委員会の実施

↓

③ 交付・不交付決定の通知（市→事業者）

交付決定者　：「交付決定通知書」
不交付決定者：「不交付決定通知書」を
それぞれ令和７年７月下旬を目途に送付

↓

④ 事業実施

※交付決定以前に支払われた経費は、補助対象となりませんので、ご注意ください。

↓

⑤ 実績報告書の提出（事業者→市）

【提出期限】
事業完了日の翌日から起算し 30 日を経過する日又は令和８年３月 31 日のいずれか早い日
【提出書類】実績報告書、他ＨＰ参照

↓

⑥ 交付確定の通知（市→事業者）

↓

⑦ 請求書の提出（事業者→市）

【提出書類】請求書

↓

⑧ 補助金の支払（市→事業者）

事業者指定の口座に、確定した補助金額が入金されます。

↓

⑨ 状況報告書の提出（事業者→市）

【提出期限】
事業完了年度の翌年度から３年間、１年度ごとに決算月の翌々月末日に提出
【提出書類】状況報告書